

各費用回収方式の整理表

平成19年7月

	排出時に消費者から費用を回収する方式 (現行方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案 : 将来充当・個別管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案 : 将来充当・共同管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式(案 : 当期充当・個別管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式(案 : 当期充当・共同管理方式)		
制度概要	廃家電の廃棄時に、消費者がリサイクル料金を負担。	新製品購入時に、消費者が商品価格に含めてリサイクルコストを負担し、徴収された金額を当該製品の廃棄時まで各企業が管理する。	新製品購入時に、消費者がリサイクル料金を資金管理法人に預託し、当該製品の廃棄時まで資金管理法人が管理する。	新製品購入時に、消費者が同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を商品価格に含めて支払う。回収された料金は各企業が個別管理し、当期のリサイクル費用に充てられる。	新製品購入時に、消費者が同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を資金管理法人に支払う。回収された料金は、共同管理されて、各企業に分配される。		
料金支払時期	後払い制度	前払い制度					
充当方式	-	将来充当方式		当期充当方式			
管理方式	個別企業管理方式	個別企業管理方式	共同管理方式	個別企業管理方式	共同管理方式		
メリット	制度創設時の審議会答申においては以下の利点があるとされている。 ・既に使用者等が保有している製品への対応が容易 ・将来のリサイクル費用の予測が不要 ・使用期間の長期化による排出抑制 費用負担者 = 廃棄物排出者なので、受益と負担が一致し、料金の法的性格を説明しやすい。 還付制度等の必要がなく、料金管理のための多額のシステム費用が発生しない。	排出時の料金支払い忌避が不法投棄の要因となっているのであれば、不法投棄のおそれは減少するのではないかと見られる。					
課題・デメリット	排出時の料金支払忌避による不法投棄の増加要因となっている可能性あり 商品購入段階でリサイクル料金に係る消費者選考が働かないため、前払い方式のうちコスト管理・料金設定を企業別で管理する場合ほどには、リサイクル料金低減競争及び環境配慮設計促進効果は強くないのではないかと見られる。	費用負担者 = 廃棄物排出者なので、受益と負担が一致し、料金の法的性格を説明しやすい。 コスト管理・料金設定を企業別で行う場合には、販売時の消費者選考を通じたリサイクル料金低減競争及び環境配慮設計の促進効果があるのではないかと見られる。	海外リユース等の場合の料金還付が不要であるため、製品の個品管理が不要 既製品のリサイクル費用に係る対応が可能。 コスト管理・料金設定を企業別で行う場合には、販売時の消費者選考を通じたリサイクル料金低減競争及び環境配慮設計の促進効果があるのではないかと見られる。	コスト管理・料金設定を共同管理すると、製造業者が倒産等した場合への対応も可能 資金管理法人に預託されている場合、資金は法人税の課税対象とならないという扱ひも可能。	コスト管理・料金設定を共同管理すると、製造業者が倒産等した場合への対応も可能。		
		収集運搬料金についても販売時に回収しないと不法投棄抑止効果は限定的となるのではないかと見られる。しかし、消費者が引っ越した場合や小売業者が倒産した場合、または消費者への還付制度の対応など、小売業者による前払い収集運搬料金の管理は、適切な執行が容易でないのではないかと見られる。 消費者の家電使用年数長期化による排出抑制効果が失われるおそれがあるのではないかと見られる。 製造業者等が回収量を増やすインセンティブがないのではないかと見られる。 料金支払い拒否者のフリーライダーの問題が発生するのではないかと見られる。	将来の排出時点におけるリサイクルコストの予測が困難。 海外リユース等に回った場合の料金還付制度の検討が必要。そのために所有者個人情報を含む個品管理システムを構築するには多額の費用が必要であるとともに、還付事務の適切な執行は容易でないのではないかと見られる。 既製品については排出時負担とせざるを得ず、長期間(10年以上)にわたり二重の制度が継続。また、その間、買換えに際して、消費者は既存品と新規購入品の2台分のリサイクル費用を支払う必要があり、短期的にはむしろ不法投棄の増加要因ともなるのではないかと見られる。	費用負担者 廃棄物排出者であり、受益と負担が一致しないため、「料金」の法的性格は何か、費用負担者・排出者間の公平性をかくのではないかと、という課題が生ずる。 コスト管理・料金設定を企業別で行う場合、販売台数が減少している製造業者の製品を購入した消費者の支払い額が大きくなること、企業が市場から退出・倒産した場合に費用負担者がいなくなることという課題があるのではないかと見られる。 市場から退場しつつある家電のリサイクル費用が高騰したり、販売されなくなった種類の家電のリサイクル費用負担者が存在しなくなる、販売台数・排出台数が予測と異なることに起因する多額の剰余金・不足額の発生の可能性といった課題があるのではないかと見られる。	製造業者が倒産等した場合への対応が困難。消費者に二重払いを求めた場合、公平性の問題が生ずる。 消費者が支払った料金について引当金・準備金としての損金扱いが認められない場合、課税対象となり、その分リサイクル料金が高くなる。また、料金の管理コストも発生。	コスト管理・料金設定を共同管理すると、企業間のリサイクル料金低減競争は発生せず、環境配慮設計促進効果も弱い。 回収した料金を管理・分配する資金管理法人が必要。資金管理コストが発生。	コスト管理・料金設定を共同管理すると、企業間のリサイクル料金低減競争は発生せず、環境配慮設計促進効果も弱いのではないかと見られる。
		製造業者が倒産等した場合への対応が困難。消費者に二重払いを求めた場合、公平性の問題が生ずる。 消費者が支払った料金について引当金・準備金としての損金扱いが認められない場合、課税対象となり、その分リサイクル料金が高くなる。また、料金の管理コストも発生。	コスト管理・料金設定を共同管理すると、企業間のリサイクル料金低減競争は発生せず、環境配慮設計促進効果も弱い。 回収した料金を管理・分配する資金管理法人が必要。資金管理コストが発生。	-	コスト管理・料金設定を共同管理すると、企業間のリサイクル料金低減競争は発生せず、環境配慮設計促進効果も弱いのではないかと見られる。		
その他の論点	いずれの費用回収方式であってもリユース金属資源等有価物として売買される流通への量的な影響は少ないという見方がある一方、前払い方式の方がリユースを含む有価物流通が減るという見方もある。						

